

広島県告示第七百一十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
名 称	名 称	の 種 類	年 月 日
主たる事務所の所在地	所在地	介護予防福祉用具貸与	平成二五年七月三十一日
社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	大竹市社協福祉用具貸与事業所	介護予防福祉用具貸与	平成二五年七月三十一日
大竹市西栄二丁目四番一号	大竹市西栄二丁目四番一号	介護予防福祉用具貸与	平成二五年七月三十一日
株式会社ワールドステイ	株式会社ワールドステイ	介護予防福祉用具貸与	平成二五年七月三十一日
栃木県足利市堀込町二四六二番地一	東広島市西条中央四丁目四番六号	介護予防福祉用具貸与	平成二五年八月三十一日
株式会社ワールドステイ	株式会社ワールドステイ	介護予防福祉用具貸与	平成二五年八月三十一日
栃木県足利市堀込町二四六二番地一	東広島市八本松飯田七丁目三番六号	介護予防福祉用具貸与	平成二五年八月三十一日
株式会社ワールドステイ	株式会社ワールドステイ	介護予防福祉用具貸与	平成二五年八月三十一日
栃木県足利市堀込町二四六二番地一	東広島市八本松飯田七丁目三番六号	介護予防福祉用具貸与	平成二五年八月三十一日